

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

1. 排水設備工事店・排水設備工事責任技術者

本市では、条例第 10 条で「排水設備又は除害施設の設置、改築、修繕又は撤去の工事は、管理者が指定する者が、これを施行するものとする。」と規定しており、岡崎市排水設備工事店規程を定めている。

【解説】

排水設備の工事は適切に施工されないと、下水の流れが悪くなったり、悪臭が発生したりして、排水設備を設置した目的が十分に達成されず、さらには公共下水道の機能を阻害する事となる。このため、排水設備の技術的能力の確保を図る目的から排水設備工事店規程を定め、下水道の目的達成に大きな役割をはたしている。

また、当規程は、技術的水準の確保をはかるだけでなく、市民が安心して工事が依頼でき、併せて事務手続きの協力ができるといった面でも有効に機能している。

(1) 排水設備工事店の指定

排水設備工事店は、専任の排水設備工事責任技術者を置く者であり、排水設備工事に必要な機械器具を有し、愛知県内に排水設備工事の事業を行う事業所を有する者であることが必要である。

排水設備工事店の指定を受けようとする者は、排水設備工事店指定申請書を管理者に提出し、要件に適合していると認められる場合、排水設備工事店に指定され排水設備工事店指定証が交付される。

(2) 排水設備工事店の責務

排水設備工事店は、排水設備工事の施工申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

工事は、適正な工費で施工し、契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

排水設備工事の大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

排水設備工事店は、自己の名義をもって、他人に排水設備工事の事業を営ませてはならない。

排水設備工事店は、排水設備工事責任技術者及び排水設備工事に従事する者の施工技術の向上に努めなければならない。

(3) 排水設備工事責任技術者の職務

愛知県下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者の資格を認定するための試験に合格した場合、排水設備工事責任技術者の登録を受けることができる。

排水設備工事責任技術者は、排水設備工事に関する技術上の管理、排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督、検査の立会いを行う。

(4) 排水設備工事責任技術者試験と更新講習

1) 試験について

排水設備工事責任技術者試験は、愛知県下水道協会が原則として毎年1回実施する。
試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- ② 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者
- ③ 排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者

2) 更新について

責任技術者の登録資格の有効期限は試験に合格した日（又は、更新講習を受講した日）から5年経過後の最初に到達する3月31日までである。この有効期限を更新するには、5年に1度、愛知県下水道協会が実施する更新講習を受講しなければならない。

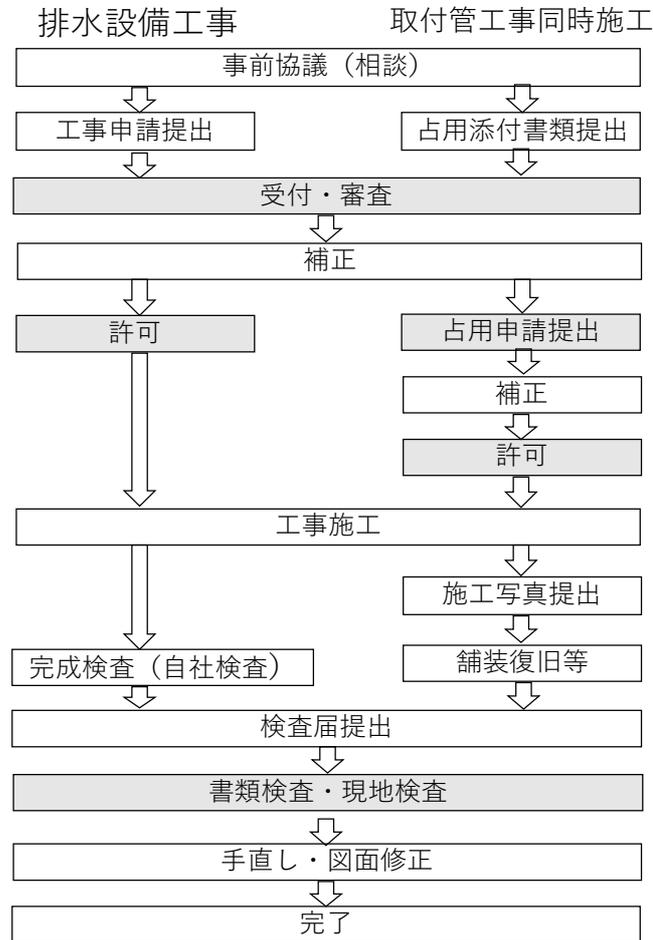
（5）排水設備工事店の変更

排水設備工事店指定証を紛失又はき損した時は、排水設備工事店指定証再交付申請書を管理者に提出し再交付を受ける。

また、氏名又は名称及び住所又は所在地、法人にあっては、代表者の氏名、役員の名、及び専属排水設備工事責任技術者の氏名の変更があった場合、排水設備指定事項変更届出書をその日から1箇月以内に管理者に提出する。排水設備工事店を廃止、休止あるいは再開する場合、排水設備工事店廃止、休止、再開届をその日から1箇月以内に管理者に提出する。

2. 排水設備に関する事務手続きについて

排水設備に関する事務手続きの流れについて、下図に示す。



(1) 事前協議（相談）

排水設備工事の申請に際し、次の事項に該当する場合は、事前協議を行うものとする。

- 1) 開発行為や特定事業に該当するような、公共下水道の流下能力の検討を行う必要がある工事
- 2) 下水道法における特定施設を設置する工事
- 3) 1日の最大汚水量が50m³以上となる施設を設置する工事
- 4) 公共下水道へ流す下水道の水質が下水排除基準に適合しない施設を設置する工事

(2) 排水設備等工事計画承認申請（条例8条）

排水設備等の設置、改築、修繕又は撤去を行う場合、排水設備等工事計画承認申請書を管理者に提出する。これにより、工事着手前にその計画が法令等の規定に適合していることを確認し、管理者は「承認の通知」を行う。また、計画に変更が生じた場合は速やかに変更申請を提出すること。

排水設備工の種類は以下を参考とする。

- 1) 新設 排水設備の無い土地に新たに排水設備を設置すること
例：浄化槽を撤去し、公共下水道へ接続をする工事
建物の新築に伴い、新たに排水設備を設置する工事
- 2) 改築 既存排水設備の全部または一部を撤去し、従前と同様の排水設備を設置すること
例：陶管やコンクリート管の排水管やコンクリートますを撤去し、新たに塩ビ管や塩ビ柵を設置する工事
建物増築や工作物の設置に伴い、一部の排水設備の経路を変更する工事
※既存宅地を解体し、新たに新築建物を建てる場合は除く
- 3) 増設 既存排水設備に新たな排水設備を追加すること、又は既存排水設備のある敷地に新たに排水設備を追加すること。
例：建物の増改築に伴い排水設備を設置する場合
既存の店舗を飲食店に改装するため、グリース阻集器を設置する場合
- 4) 撤去 既存の排水設備を撤去すること
例：建物などを解体、駐車場とし、汚水排水が無くなる場合
仮設事務所など一時的に使用していた建物の撤去に伴う排水設備の撤去を行う場合

(3) 完了検査 (条例第 11 条)

排水設備工事店は、排水設備等工事が完成した時、工事が完了した日から 5 日以内に排水設備等工事検査届を管理者に提出し検査を受けること。

なお、検査の結果、手直しがある場合は、管理者の発行する手直し指示書に記載の期限までに手直しを行い、再検査を受けなければならない。

(4) 除害施設設置等承認申請 (条例第 4 条)

飲食店や事業場から排出される汚水で、法令に定められた排水基準を超え、又は超える恐れのあるものについては、除害施設設置等承認申請を管理者に提出し、グリース阻集器(グリーストラップ)などの除害施設を設置に関する審査を受けること。

(5) ディスポーザ排水処理システム等設置確認申請

本市では、岡崎市下水道条例第 8 条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ること目的とし、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を岡崎市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱に定めている。

ディスポーザ排水処理システム等を設置しようとするものは、排水設備等工事計画承認申請書及びディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書を、管理者に提出しなければならない。

(6) 衛生設備貸付金

本市では、排水設備の設置又は便所の改造をしようとする者に対し、衛生設備資金の貸

付を行うことにより環境衛生の向上を図っている。

「便所の改造」とは、くみ取り便所を水洗便所に改造すること、又は便所と連結してし尿を処理する浄化槽を廃止して污水管を公共下水道に連結させるために改造することをいい、「貸付金」とは、排水設備資金及び便所改造資金をいう。

貸付金の金額は、排水設備資金及び便所改造資金それぞれについて40万円以内の額で無利子、償還期間は40月を越えない範囲となっている。

貸付金の借入申込みは、排水設備工事店経由で行なうことができ、排水設備の設置申請時に行う。貸付が決定された場合、排水設備の設置又は便所の改造についての工事を完了した後に交付される。

借主は、貸付金の交付を受けたときは、市と貸付金の弁済に関する契約を締結する。貸付条件、申し込みに必要な書類等は、上下水道局ホームページ「衛生設備資金貸付金について」を参照すること。

(7) 雨水貯留浸透施設設置補助制度

本市では、総合的な治水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって環境の保全に資するため、岡崎市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱及び岡崎市雨水貯留浸透施設設置基準に基づき、雨水貯留浸透施設設置補助金を交付している。

雨水貯留施設とは、浄化槽を雨水貯留槽に転用したもの、又は雨水貯留槽のことをいい、雨水浸透施設とは、雨水浸透ます、浸透管及び浸透側溝をいう。

補助金の交付額は、設置に要した工事費（雨水貯留タンクは材料費）に2分の1を乗じて得た額（施設毎の上限設定あり最大9万円、千円未満の端数は切捨て）となっている。

申請書、申請方法等については、上下水道局のホームページを参照すること。